

仕 様 書

- 1 件 名 令和5年度ウズラ卵内投与試験法の開発に係るプレバリデーション試験業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和6年3月28日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、「令和5年度難分解性・高濃縮性化学物質による高次捕食動物への毒性評価法に係る調査・検討業務」（以下「環境省請負業務」という。）において、現行の鳥類毒性試験法を見直し、新たな試験法の確立に向けた課題を整理するとともに、将来的に新たなOECDテストガイドラインの確立に向けた検討を行っている。

環境省請負業務においては、哺乳類にはない体外に卵を産むという鳥類の特性を生かし、鳥類の卵内に化学物質を投与する試験法（以下「卵内投与試験法」という。）の可能性について具体的に検討している。卵内投与試験法におけるエンドポイントの精緻化に向けた検討に加えて、被験物質の投与量や投与時期の選定、偽陽性／偽陰性の程度や試験機関での再現性の検証等に関するバリデーション試験を行い、試験法としての適用範囲を明確にするためのデータの充実に必要がある。

本業務では、ウズラ卵内投与試験法の標準プロトコールを確立するための課題抽出等のプレバリデーション試験を行うことを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1)ウズラ卵内投与試験における胚培養技術の再現性の検証

鳥類胚培養技術を実施し、培養期間中のウズラ胚の生存率等の調査を行う。NIESウズラ受精卵の洗浄・消毒を行い、代理卵殻に移植し、一定期間培養後、生存率の算出や発生異常の観察等を行う。

(2)ウズラ卵内投与試験法のプレバリデーション試験の実施

(1)の鳥類胚培養技術を用いて、内分泌かく乱作用を有する既知の被験物質をウズラ受精卵（胚）に投与し、卵内投与試験法の信頼性を検証する。偽陽性／偽陰性の程度や試験機関での再現性を確認するとともに、試験作業上の問題点を洗い出す。投与する被験物質は2種とし、NIES担当者が指定する。投与試験終了時に、サンプリングとエンドポイントである生殖器の形態異常等を観察する。発生ステージ、生殖器やミュラー管の形態異常等を観察し、血液と生殖器のサンプリングと保管を行う。さらに、画像解析技術を用いて生殖器サイズ等を測定する。各試験群のサンプル数は、NIES担当者と協議の上、決定する。

(3)ウズラ胚の病理組織学的解析の条件検討

被験物質投与後に内分泌かく乱作用を示したウズラ胚について、生殖器等の病理組織学的解析を行うための条件検討を行う。

6 業務実施体制及び資格

請負者は、獣医師あるいは理科系（理・工・薬・農・医・獣医学等）博士の資格を有する者が指揮・監督をすること。さらに、請負者は、AAALAC International（The Association for Assessment and Accreditation of Laboratory Animal Care International/国際実験動物ケア評価認証協会）の承認を得ていること、あるいは環境省が定める実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準を満たす動物施設を有すること。

7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

- (1)業務結果報告書 1部
- (2)報告書の電子データ 一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12

年法律第 100 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

8 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

12 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1. 件 名

令和5年度生態毒性試験における化学物質の定量分析に係る研究支援協力員派遣業務

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下、「NIES」という。）では環境リスク・健康領域において、多種多様な化学物質群等の環境中生物への有害影響について分子レベルから個体群レベルで評価する研究を実施している。本業務では、藻類や甲殻類、魚類などの水生生物を用いた生態毒性試験実施の際に、水中等に存在する化学物質の定量分析業務ならびに定量分析に必要なその他の関連業務を行う。

3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域生態毒性研究室

電話番号 029-850-2864

5. 組織単位

生態毒性研究室（生態毒性研究室長）

6. 派遣期間

令和5年10月10日から令和6年3月31日まで

7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 週5日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）

8：30～17：15（うち、休憩時間12時～13時）

実働7.75時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等

特記仕様書によるものとする。

12. 出張の取扱い

(1) 出張依頼等

NIESは、派遣労働者を業務の都合上出張させる場合には、事前に派遣元の下承を得て、派遣労働者に指示するものとする。なお、出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。

なお、支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円を限度）の実支出額とする。

(2) 就業時間の取扱い

派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7. (1) に定める就業時間数を就業したのものとして取り扱うものとする。

13. 福利厚生

ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。

また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

14. 報告書の提出

(1) 勤務報告書の提出

派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。

(2) 出張経費報告書

派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。

17. 検査

指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める報告書等により行うものとする。

18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

(1) 派遣元責任者

役 職

氏 名

電話番号

(2) 派遣元苦情処理担当者

役 職

氏 名

電話番号

(3) 派遣先責任者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長

氏 名 辻 恵一

電話番号 029-850-2586

(4) 指揮命令者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域副領域長

氏 名 山本 裕史

電話番号 029-850-2754

(5) 派遣先苦情処理担当者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所・健康領域生態毒性研究室主任研究員

氏 名 渡部 春奈

電話番号 029-850-2864

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

特記仕様書

1. 件名

令和5年度生態毒性試験における化学物質の定量分析に係る研究支援協力員派遣業務

2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所では環境リスク・健康領域において、多種多様な化学物質群等の環境中生物への有害影響について分子レベルから個体群レベルで評価する研究を実施している。本業務では、藻類や甲殻類、魚類などの水生生物を用いた生態毒性試験実施の際に、試験溶液中等に存在する化学物質の定量分析業務ならびに定量分析に必要なその他の関連業務を行う。

3. 業務内容

- (1) 生態毒性試験中の試験溶液の前処理
- (2) 液体クロマトグラフ質量分析計やガスクロマトグラフ質量分析計等を用いた、試験溶液中の化学物質濃度の測定（標準液調製、分析装置の設定、結果の解析等も含む）
- (3) 分析手法開発の補助
- (4) 実験器具の洗浄
- (5) 上記（1）から（4）の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 学歴等
3年以上公的研究機関または民間企業において分析補助業務に携わっていること。
- (2) 技術的能力
 - ・標準液調製や試験溶液の前処理（ろ過、希釈等）を行うための実験器具を円滑に取り扱えること。
 - ・HPLC、IC、TOCを用いた水質分析経験を5年以上有し、自立的に操作可能なこと。
 - ・表計算ソフト等を用いて、データの整理を行えること。
- (3) 語学及び学術的能力
上記業務を実施するのに支障のない英語力を有し、取扱説明書を読解できること。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

勤務報告書

(業務名) 令和5年度生態毒性試験における化学物質の定量分析に係る研究支援協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名 _____

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所
環境リスク・健康領域
生態毒性研究室

山本 裕史

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名						
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船賃		航空賃	車賃		宿泊料	備考	
					路程	運賃	急料	行金	計	路程		運賃	路程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合計																
出張用務									旅費計		円			※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。		
									その他経費計		円					
									合計		円					

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円を限度）の実支出額とする。
 注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
 国立研究開発法人国立環境研究所
 環境リスク・健康領域
 生態毒性研究室
 山本 裕史

仕 様 書

1 件 名 令和5年度水環境保全再生研究ステーション（美浦村）から本構（つくば市）への
実験機器移設業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和5年12月28日

3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所において行うものとする。

4 目 的

現在、美浦村にある国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）水環境保全再生研究ステーション（以下「臨湖実験施設」という。）について、NIES本構（つくば市）への機能移転を進めている。そのため、臨湖実験施設（美浦村）の主たる分析機器や物品等の冷蔵庫・冷凍庫を本構（つくば市）へ移設する必要があり、梱包・搬出・運送・搬入等を行うことを目的としたものである。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。なお、移設対象機器や物品の総量及び大きさ等は、臨湖実験施設（美浦村）にて確認の場を設ける予定である。

(1) 主たる分析機器一式の移設

機器の梱包・搬出・運送・搬入・設置等

(2) 実験用ドラフトの移設

ドラフト配管の切り離し・梱包・搬出・運送・搬入・設置等

(3) 冷蔵庫・冷凍庫の移設

冷蔵庫・冷凍庫の梱包・搬出・運送・搬入・設置等

(4) 大型の棚・実験機及び消耗品等の移設

棚・実験機・消耗品等の梱包・搬出・運送・搬入・設置等

6 業務実施体制及び資格

請負者は、本業務履行可能な体制を整えること。なお、NIESで考えている業務実施可能体制は以下のとおりであり、これと同等の体制構築を行う必要がある。

(1) 実施体制及び資格等

a. 専任技術者 1名 但し、実験用ドラフトの移設方法に関する知識を持つもの

(2) 業務対応時間

土日祝日を除く、平日9時から17時まで。

7 検 査

本業務終了後、NIES担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

8 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかにNIES担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

9 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1. 件 名 令和5年度医療統計解析ソフトウェアライセンス 1式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和5年度医療統計解析ソフトウェアライセンス 1式」について規定する。

2. 数 量 1式

構成内訳 SAS Analytics Pro PC版 5ユーザライセンス

3. 研究内容・購入目的

NIESは、平成22年度より開始された環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査」（以下「エコチル調査」という。）の中心機関として、全国15地域の大学等に設置したユニットセンターと共同で、調査を推進している。エコチル調査は、全国で10万人の妊娠中の母親をリクルートし、生まれてくる子どもを13歳になるまで追跡する出生コホート調査である。

エコチル調査コアセンターでは、エコチル調査で収集した質問票情報、医療情報、化学分析結果等から、環境と健康に関連する研究を促進するためのデータセットの作成・統計解析を行うため、令和3年12月1日より1年間の医療統計解析ソフトウェアライセンス（SAS Analytics Pro PC版）を購入し、運用しているが、令和5年11月30日をもって使用期間が終了する。エコチル調査におけるデータセットの作成・統計解析を行うためには、医療統計解析ソフトウェアライセンスが必要であるため、令和5年12月1日から1年間のライセンスを更新する必要がある。

4. 仕 様

「令和5年度医療統計解析ソフトウェアライセンス 1式」については、以下の仕様を満たす必要がある。

1) 医療統計解析ソフトウェア本体

- ① 医療統計解析に用いる計算プログラムが組んであり、簡易な作業で専門的な計算ができること。
- ② 一般的な統計解析処理全般が行えること。
- ③ 保守管理ができていること。
- ④ 使いやすく設計され、サポートを受けられること。
- ⑤ 基本的に言語記述の学習が不要なこと。
- ⑥ GUIと出力結果のカスタマイズ性の両立ができていること。
- ⑦ 国内にとどまらず、世界的に見て信頼性が高いこと。
- ⑧ データ加工から統計解析まで必要な機能を網羅していること。

2) ライセンスの種類

- ① 1年間のライセンスであること。ライセンス期間は、令和5年12月1日から令和6年11月30日とする。

② Microsoft 社 Windows10 64 ビットに対応したものであること。

3) その他

ライセンス期間中は、メーカーによるテクニカルサポートを受けられること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川 16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和 5 年 11 月 30 日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達で、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

また、納入引渡し完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

仕様書

1. 件名 令和5年度 ウズラ飼育機材 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所以下「NIES」という。)が調達する「令和5年度 ウズラ飼育機材 一式」について規定する。

2. 数量 一式

構成内訳

ウズラケージ 40個
ウズラ飼育ラック 1台
受け皿 40式
給水用タンク 1式
給水配管(養鶏用) 1式
水受けポット 20式
排水管ユニット 1式
室内配管材 1式
運送、設置、配管工事 1式

3. 研究内容・購入目的

NIESでは、鳥類卵内投与試験法の検証試験及びこの試験法を新たなOECDテストガイドラインとして確立することを目指して、「難分解性・高濃縮化学物質による高次捕食動物への毒性評価法に係る調査・検討業務」を実施している。当該業務においては、哺乳類にはない体外に卵を産むという鳥類の特性を生かし、ウズラ受精卵(胚)へ直接的に化学物質を投与する試験法について検討している。化学物質をウズラ胚に投与して、その影響を検証するためには、NIESで飼養保管されているウズラから受精卵の回収が必須である。本調達は、卵内投与試験に必要な供試材料を得るためのウズラを適正かつ安全に飼育する必要があることから、「令和5年度 ウズラ飼育機材 一式」を購入するものである。

4. 仕様

「令和5年度 ウズラ飼育機材 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。

- ① ウズラケージは、W308×D405×H180 mmで餌箱付きであること。
- ② ウズラ飼育ラックの外形寸法は、1440×420×1565 mm+タンク 300 mmであること。
- ③ ウズラ飼育ラックの4列×5段で20ケージ収納可能であること。
- ④ ウズラ飼育ラックには餌箱が装備されていること。
- ⑤ ウズラケージ・飼育ラックいずれもステンレス等の洗浄・消毒・滅菌・腐食等の耐え得る素材を使用すること。

- ⑥ 受け皿は 330×420 mmで 40 ケージ分とすること。
- ⑦ 給水については、ウズラが飲水できる構造とすること
- ⑧ 輸送搬入、設置および接続等に係る作業および諸費用を含めること。
- ⑨ 搬入、据付、配管、配線、調整等にあたっては、NIES 担当者の指示に従い、建物、設備等に損傷を与えないこと。また、損傷を与えた場合には、速やかに納入業の責任において原状に復元すること

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川 1 6 - 2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和 5 年 12 月 20 日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達に、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

また、納入引渡し完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

仕 様 書

1. 件 名 令和5年度 AERIS TECHNOLOGIES 社製 MIRA ULTRA 硫化カルボニル分析計修理業務

2. 業務契約期間 契約締結日～令和6年3月31日

3. 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）地球システム領域が所有する AERIS TECHNOLOGIES 社製 MIRA ULTRA 硫化カルボニル分析計の光学系システムの劣化により、正常な計測ができなくなったため、修理を行う。

5. 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1) AERIS TECHNOLOGIES 社製 MIRA ULTRA 硫化カルボニル分析計1台について、米国 AERIS TECHNOLOGIES 社において光学系システムの不具合を解消するために、不具合箇所を特定し部品の交換等の修理を実施すること。なお、光学系システムの不具合は、3年使用したことによる経年劣化を想定している。

(2) 部品交換実施後の当該装置を用いた硫化カルボニルの計測について、仕様が以下の条件を満たすことを確認し、成績証明書とともに NIES に返却すること。

1. 繰り返し測定精度：1分値で標準偏差が 35 pmol mol⁻¹程度、15分値で 10 pmol mol⁻¹未満であること
2. 測定確度：ディファレンシャルモードで 50 pmol mol⁻¹未満であること
3. 使用周囲環境：気温 10-40℃、相対湿度 10 から 95%(ただし結露なきこと)で計測できること
4. 濃度計測範囲：50 nmol mol⁻¹程度から 100 μmol mol⁻¹程度で問題なく計測できること

なお、上記(1)～(2)の作業中で、予期せぬ部品交換等が発生した場合は、NIES 担当者との協議をした上で、作業内容を決めること。

6. 業務報告書の提出

請負者は、修理が完了した AERIS TECHNOLOGIES 社製 MIRA ULTRA COS 分析計1台を納品するとともに、業務契約期間終了時まで以下に報告書を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 作業報告書 1部
- (2) 成績証明書 1部

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

7. 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

8. 協 議 事 項

本業務において疑義が生じた場合は、速やかに NIES 担当者との協議し、その結果に従って以後の作業を進めることとする。

9. そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1. 件 名 令和5年度被災地域における産業拠点の多面的価値の可視化業務

2. 業務契約期間 請負契約締結日～令和6年3月29日

3. 業務実施場所 請負者の定める場所において行うものとする。

4. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、福島県浜通りの避難指示解除区域における地域資源・システムの創生に関する研究を進めている。なかでも、福島県浜通りに造成が進む産業拠点において地域資源を活かした産業拠点の多面的価値を検討してきた。産業拠点の多面的価値は、地域のステークホルダーとの対話と協働のもとに機能を特定し、明らかにしていくものだが、それに際して具体的な機能やイメージを可視化することは有効な手段となりうる。本業務では、福島県浜通りの NIES が指定する特定の産業拠点を対象に地域デザインの観点から、地域のステークホルダーとの対話と協働に資する多面的な機能を提案し、その具体的なイメージを可視化することを目的とする。

5. 業 務 内 容

上述の目的を達成するため、以下の事項を実施する。請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。なお、打合せはオンラインで実施するものとし、web 会議システムは NIES 担当者が用意するものとする。

(1) 地域資源を活かした産業拠点の多面的な機能の提案

本業務は、避難指示解除区域周辺地域の福島県大熊町における復興まちづくりのうち、NIES が指定する特定の産業拠点を対象とする。地域デザインの観点から、公表資料、既存の復興計画、その他の公開情報から関連事業及び活動を調査し、地域特性に関わる項目を整理し、効果的な可視化策を提案する。各項目については NIES 担当者と協議するものとし、1 回程度の現地視察及び関係者との意見交換等の現地調査を実施する。

(2) 地域資源を活かした産業拠点の多面的な機能の可視化

(1) によって提案した効果的な可視化策に則り、産業拠点の多面的な機能の可視化をする。その際、産業拠点の多面的な機能を空間の中でイメージとして表現する。具体的なイメージ内容は NIES 担当者と協議の上、決定することとする。イメージの作成点数は、(1) で提案した内容並びに NIES 担当者との協議により決めるが、少なくとも 1 点は作成する。上記の目的に従い、ステークホルダー間での対話と議論を促すことが出来るよう、産業拠点や地域デザインの専門知識がない者であっても容易に理解できる表現とする。また、イメージの作成に関しては既存の事例を調査し、本業務に活用することとする。

(3) 成果物の作成

NIES 担当者と協議して (1) (2) の成果をとりまとめ、各々について報告書として成果物を作成する。(1) の成果物については文書ファイル等によるものとし、(2) の成果物については以下の仕様に従うこと。具体的な仕様の詳細については NIES 担当者と協議し決定すること。

- A1 又は縮刷版(A3)で印刷ができる形式とする。
- データ形式は、illustrator (ai ファイル) で作成し、ai ファイル及び pdf で納品す

る。

6. 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

	品名	期限	形式
1	地域特性の可視化に関する報告書	令和6年3月29日	一式（データを含む）

成果物の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に従うこと。

7. 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てをNIESに無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ①請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ②請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてNIESの行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny等のP2Pソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9. 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10. 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11. そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等の際には、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1 件 名 令和5年度化学物質構造用途情報収集解析業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和6年3月15日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、「全懸念化学物質の環境動態の把握を目指した数理モデル的手法の開発に関する研究」プロジェクトを進めており、化学物質の環境排出量を推定するための化学物質情報の整備及び解析を進めている。本業務では化学物質の構造情報、用途情報、物性情報を収集・整理する。さらに、過年度までに収集した物質－用途情報を基礎として、各化学物質の用途情報を整備する。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。なお、データベースとしてはMicrosoft AccessのACGDBファイルで整備すること。

(1) 物質リストの作成

独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）より、CAS RN[®]及び用途情報を有する物質をCAS RN[®]ベースで物質名称とともにデータベース化し、合わせて物質構造情報であるSMILES、InChI、InChI key、構造式（画像ファイル）を整備する。なお、収集するのは今年度時点の情報とし、条件に合致する全ての物質（5,000～10,000物質と想定）を対象とする。

(2) 用途区分マトリックスの細分化

過年度業務「令和4年度化学物質の用途分類と関連情報解析業務」にて整備した用途区分マトリックス（製品用途と機能用途とのマトリックス、製品用途区分は化学物質審査規制法（以下「化審法」という。）スクリーニング評価・リスク評価における用途分類（47分類）であり、機能用途区分は過年度業務で作成した43区分であり化審法リスク評価で用いられる詳細用途分類を環境排出係数により再分類したもの。）に関して、機能用途区分を細分化する。その際、化審法リスク評価の排出係数のうち大気への総排出係数と水域への総排出係数（もしくはその比率）の値の違いによって分類し、データベース化した上で、作成したマトリックスの各用途区分のうち該当する詳細用途分類が存在するものについて代表的な大気排出係数と水域排出係数を設定する。具体的な区分の手順は過年度業務を参考にしつつ、NIES担当者と協議して決定すること。なお、化審法リスク評価の排出係数はVer.4（https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/ra_emissionfactor.html）を用いること。

(3) 既存の用途区分マトリックスとの比較

過年度に作成した用途区分マトリックス及び(2)で作成した細分化した用途区分マトリックスに関して、Isaacsらが報告した用途区分マトリックスと比較し、その差異について解析すること。その際、過年度又は本業務で作成した用途区分マトリックスに対して該当するIsaacsらの用途区分を紐づけてその対応関係をデータベース及び視覚化した図により、その一般性や網羅性について解析・考察すること。（参考文献：Isaacs, K. K., Goldsmith, M. R., Egeghy, P., Phillips, K., Brooks, R., Hong, T., & Wambaugh, J. F. (2016). "Characterization and prediction of chemical functions and weight fractions in consumer products." *Toxicology reports*, 3, 723-732.）

(4) 物質リストと用途区分の紐づけ

(1)で収集した物質について、各用途情報を元に(2)で作成した細分化用途区分マトリックスとの関係（1対多の関係）を整備しCAS RN[®]ベースでのデータベースとして整備する。参考として過年度業務で作成した約3,300物質（CAS RN[®]ベース）のリストと紐付けた化審法詳細用途分類（一部用途分類）のデータを提供する。

(5) 物性情報の収集

(1)で収集した物質について、G-CIEMSで計算するために必要な物性値等（分子量、pKa、ヘンリ一定数、融点、蒸気圧、水溶解度、Koc、生分解速度、BCF、オクタノール/水分配係数（LogD、LogP）、

OHラジカル反応速度を含むこと)を収集しデータベース化する。なお、単位や温度等の物性値を判断するために必要な情報も合わせて収集すること。情報源としては OPERA (<https://jcheminf.biomedcentral.com/articles/10.1186/s13321-018-0263-1>)を利用すること。

(6) 物質の構造に依存した分類情報の付加

(1)で収集した物質について、その構造情報を利用して物質分類情報を収集しデータベースとして整備する。なお、情報源は ClassyFire (<http://classyfire.wishartlab.com/>)を利用すること。さらに、プラスチックの可塑剤として有名なフタル酸エステル類についてそれが該当する分類のうち最も狭い(該当物質数が少ない)分類について、同一分類に該当する物質の構造式を Excel ファイル等として一覧表示可能にする。同様に、1~3種類の物質分類について、該当する物質の構造式を整備する。ただし、一つの分類に該当する物質数は20~50程度を想定し、分類の選定は該当物質数を参考に NIES 担当者と協議して決定すること。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 二部
- (2) 業務結果報告書及び分析結果を収録した電子媒体 (DVD-R) 二部

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていな

いことが確認できたもののみを使用すること。

(6)再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

- 1 件 名 令和 5 年度水物質循環モデルの多媒体モデルへの拡張に関するインタフェース構築業務
- 2 業務契約期間 令和 5 年 11 月 1 日～令和 6 年 2 月 16 日
- 3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所において行うものとする。

4 目 的

本業務は、陸域統合型水生態系モデル NICE (National Integrated Catchment-based Eco-hydrology) の中の水物質循環サブモデルについて、陸水を通じたプラスチック循環と物質循環の相互作用を可能とするため、水域での多媒体モデルへの拡張に関するインタフェース構築を行うものである。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。業務にあたっては、これまでに NICE モデルの開発や改良に実績があり、モデルの構造に精通していることが要求される。

(1) 水域での多媒体モデルへの拡張に関するインタフェース構築

NICE モデルの中の河川サブモデルについて、水域でのプラスチック循環と物質循環の相互作用の計算が出来るように NIES 担当者の指示のもとでモデルを改良する。具体的には、既存の NICE で計算可能な微粒子・炭素・プラスチック循環を拡張し、プラスチックの凝集や生物付着プロセスを計算するために、プラスチックのみ・凝集化プラスチック・生物付着プラスチック・凝集化及び生物付着プラスチックそれぞれの物質収支を保存して解析を行うように新たなインタフェース構築を行う。

(2) モデルの動作確認

NIES 担当者の指示のもとで、改良したモデルの動作確認を行い、整合性が取れるように不具合修正を行う。前提とする OS は Windows 及び Linux、使用言語は VBA 及び PGI Fortran（開発環境は請負者が用意すること。）とする。

(3) モデル及びデータの提供について

基本モデル及びデータは NIES が提供する。NIES からの提供にあたっては、情報セキュリティの観点から受領者、受領日、管理責任者、返還期限日等を記した授受簿を使用すること。

(4) とりまとめ

最終的な改良版モデル・前処理・後処理それぞれのソースプログラムを NIES の計算機サーバにインストールし、同様の結果が得られることを NIES 担当者とともに確認する。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 一部
- (2) ソースプログラム及びデータ 一式
- (3) プログラム説明書及び取扱い説明書 一部
- (4) 上記 (1)～(3) を収めた DVD 一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

- 1 件 名 令和5年度将来温室効果ガス観測ミッション構想に関する会議開催支援業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和6年3月27日
- 3 業務実施場所 請負者、国立研究開発法人国立環境研究所及び会議開催場所において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）は、環境省、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）と共同で、温室効果ガスを観測する複数の地球観測衛星プロジェクト（以下「GOSAT シリーズ」と総称する。）を推進している。GOSAT シリーズにおいては2009年に打ち上げた1号機（以下「GOSAT」という。）と2018年に打ち上げた2号機（以下「GOSAT-2」という。）を現在運用中であり、さらに3号機（以下「GOSAT-GW」という。）の打上げを2024年度に予定している。GOSAT-GWの設計寿命は7年であり、その定常運用は2031年度には終了する見込みである。このため地球観測衛星による温室効果ガス観測を2031年度以降も実施する場合には、2031年度までにGOSAT-GWの後継機（以下「後継機」という。）の開発と打上げ準備を完了する必要がある。本業務は後継機に関する各種会議の開催支援を実施するものである。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。なお議事概要については会議開催後1週間以内にドラフト版をNIES担当者に提出すること。またオンライン会議の設定はNIES担当者が行い、オンライン会議の録音データはNIES担当者から請負者に提供される。会議内容は温室効果ガス、衛星リモートセンシングに関する専門的な内容を含むため、議事録や報告書の作成時は専門用語についても対応すること。

(1) 環境省－NIES間のオンライン打ち合わせ

環境省とNIESの間でオンライン形式で開催される打ち合わせにオンライン出席し、その議事概要を作成する。1回1時間、4回の開催を想定する。

(2) NIES内部会議

NIES内部の会議にオンライン出席し、その議事概要を作成する。1回3時間、3回の開催を想定する。

(3) 国内有識者会議

国内有識者会議に関する以下の業務を行う。ハイブリッド形式、1回4時間、3回の開催を想定する。

ア) NIESが別途指定する有識者（8名）と連絡を取り、会議開催日時、場所などの調整を行う。

イ) 上記の有識者に対し、謝金及び旅費の支払い及びそのために必要な事務手続きを行う。旅費は別表1に示す発地からとし、国家公務員等の旅費に関する法律に準じて支給する。また謝金は有識者1人に対して1日当たり17,700円とする。なお、教授級以上相当の有識者は行政職で7級相当として扱う。

ウ) 東京都内（お茶の水周辺）に会議室及び関連スペースを会議開催に必要な期間確保する。会議室は24名程度の出席が可能な広さとし、プロジェクトやオンライン参加者対応に利用可能なネット回線を備えたものとする。

エ) 会議当日にはマイクなどを担当する音響オペレータを1名配置する。

オ) 会議1回につき、コーヒープレイクを1回行う。

カ) 会議に出席し、その議事概要を作成する。

(4) 業務結果報告書作成

業務完了時に業務結果報告書を作成し、NIES担当者の確認を得る。業務結果報告書には以下を含めること。

ア) 会議の概要（開催日時、開催場所／方式、参加者、資料名など）

イ) 会議の議事概要（ドラフト版に対するNIES担当者の指示を反映したもの）

ウ) 会議の配布資料（資料作成者の了解を得たもの）

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 電子ファイルを格納した CD-R または DVD-R 一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされる時又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

別表 1) 国内有識者の発地

有識者	所属	勤務先住所
A	大学	宮城県仙台市青葉区荒巻青葉 6-3
B	大学	千葉県千葉市稲毛区弥生町 1-33
C	大学	東京都文京区弥生 1-1-1
D	研究機関	茨城県つくば市長峰 1 - 1
E	研究機関	茨城県つくば市千現 2 丁目 1-1
F	研究機関	茨城県つくば市千現 2 丁目 1-1
G	民間企業	東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 - 1
H	大学	東京都文京区大塚一丁目 4-1

仕 様 書

1. 件 名

令和5年度魚類試験に係る実験及び化学分析補助協力員派遣業務

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における戦略的研究プロジェクトや環境省請負業務で実施される魚類胚及び培養細胞などを用いた魚類試験に係る、細胞培養、試験溶液調整、水質測定、分析サンプルの前処理および分析業務などの実験補助業務ならびに必要な関連業務を行う。

3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域環境リスク科学研究推進室

電話番号 029-850-2851

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。

5. 組織単位

環境リスク科学研究推進室

6. 派遣期間

令和5年11月1日から令和6年3月31日まで

7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 週5日（土日・祝祭日を除く。）

8：30～16：00（うち、休憩時間12時～13時）

実働6時間30分

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等

特記仕様書によるものとする。

12. 出張の取扱い

(1) 出張依頼等

指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。

なお、支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円を限度）の実支出額とする。

(2) 就業時間の取扱い

派遣労働者の出張期間中の就業時間は、6.（1）に定める就業時間数を就業したのとして取り扱うものとする。

13. 福利厚生

ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。

また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

14. 報告書の提出

(1) 勤務報告書の提出

派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。

(2) 出張経費報告書

派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。

17. 検査

指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。

18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

(1) 派遣元責任者

役 職

氏 名

電話番号

(2) 派遣元苦情処理担当者

役 職

氏 名

電話番号

(3) 派遣先責任者

役 職

国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長

氏 名

辻 恵一

電話番号

029-850-2586

(4) 指揮命令者

役 職

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域

環境リスク科学研究推進室 主任研究員

氏 名

山岸 隆博

電話番号

029-850-2851

(5) 派遣先苦情処理担当者

役 職	国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域 環境リスク科学研究推進室長
氏 名	大野 浩一
電話番号	029-850-2851

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議のうえ定めるものとする。

特記仕様書

1. 件名

令和5年度魚類試験に係る実験及び化学分析補助協力員派遣業務

2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における戦略的研究プロジェクトや環境省請負業務で実施される魚類胚及び培養細胞などを用いた魚類試験に係る、細胞培養、試験溶液調整、水質測定、分析サンプルの前処理および分析業務などの実験補助業務ならびに必要な関連業務を行う。

3. 業務内容

- (1) 魚類試験の補助業務（細胞培養、試験溶液の調整、給餌、水質測定、顕微鏡観察、水槽ならびに器具の洗浄など）
- (2) 試験対象化学物質の化学分析のための前処理および分析業務
- (3) 試験データの入力作業（Excel）等
- (4) 上記（1）から（3）の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

(1) 学歴等

理系の専門学校以上の学歴を持つか、5年以上公的研究機関もしくは民間企業において実験補助業務及び化学分析業務に携わっていること。

(2) 技術的能力

- ①動物細胞実験に関する一連のスキルを有し、自立して細胞培養及び培養細胞実験を行えること。
- ②水質分析等の環境分析業務の実務経験を5年以上有していること。
- ③化学分析機器（HPLC、LC/MS、GC/MS等）の実務での使用経験を5年以上有すること
- ④Microsoft Excel, Word, Outlookを使用できること。

(3) 語学及び学術的能力

業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

勤務報告書

令和 年 月分

氏名 _____

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)
※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
国立研究開発法人国立環境研究所
環境リスク・健康領域
環境リスク科学研究推進室

山岸 隆博 □

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名	□					
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考	
					路 程	運 賃	急 料	行 金	計	路 程		運 賃	路 程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合 計																
出張用務									旅 費 計		円		※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。			
									その他経費計		円					
									合 計		円					

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円を限度）の実支出額とする。
 注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
 国立研究開発法人国立環境研究所
 環境リスク・健康領域
 環境リスク科学研究推進室
 山岸 隆博 □

仕 様 書

1 件 名 令和5年度コールター式精密粒度分析計の点検及び修理

2 業務契約期間 契約締結日～令和5年12月22日

3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が2015年に取得したベックマンコールター社製コールター式精密粒度分析計のアパチャーブロックの破損及び配線断線が生じたため、破損部品の交換、装置の正常性の点検及び調整を行うことを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、下記（1）に示した機器を対象として、下記（2）及び（3）に記した業務を実施することとする。本業務の遂行にあたっては、NIES 担当者と十分な打合せを行うこと。

（1） 対象機器

資産番号 B150054-000

取得日 2015/10/27

資産名 コールター式精密粒度分布計

（2） 交換修理

破損したアパチャーブロックの新品の部品への交換及びアパチャーブロック破損により断線した配線類の修復を行うこと。

（3） 装置点検

アパチャーブロック及び配線類の交換・修復後に装置全体の正常性に関する点検及びハード・ソフトウェアの調整・最適化を行い、作業報告書を作成すること。本項（2）の交換修理及び本項（3）の点検調整作業以外に追加の部品交換等が必要と認められる場合には、NIES 担当者と協議の上、その指示にしたがうこと。

6 業務実施体制及び資格

請負者は、5（1）に示した対象機器の製造元（ベックマンコールター社）の専門技術者または同等の技能・専門知識を有すると認められる技術者を対象機器の設置場所に派遣し、本業務を実施するものとする。

7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

（1）作業報告書 1 部

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。